

介護予防訪問看護 重要事項説明書

1. 提供するサービスについての相談窓口

担当部署 訪問看護ステーションみわの里 担当者 杉山 菜穂子
連絡先 (0773) 58-3101
(午前8時30分から午後5時00分 土曜、日曜、祝祭日、年末年始は休み)

2. 訪問看護ステーションみわの里の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	訪問看護ステーションみわの里
所在地	京都府福知山市三和町千束375番地
介護保険指定番号	京都府 2662690052
連絡先	TEL 0773-58-3101 FAX 0773-58-3101 夜間・休日 090-4764-8722
代表者名	理事長 清水 史記
サービスを提供する地域	福知山市、京丹波町瑞穂地区、丹波篠山市西紀地区（本郷・桑原・遠方・川阪）、丹波市（市島町）

(2) 職員体制

職 種	資 格	業 務 内 容	計
管 理 者	看護師 1名	業務管理・サービス提供調整・訪問看護	1名
看護職員	看護師 2名以上	訪 問 看 護	2名以上

(3) サービス提供時間帯

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
(土曜、日曜、祝祭日、年末年始は休み)

※当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡が取れる体制を設けております。

3. サービス内容

病状観察 身体を保清 褥瘡の処置等 リハビリテーション
カテーテル等の管理 ターミナルケア 認知症患者の看護
療養、看護・介護方法のアドバイス 食事及び排泄等日常生活の介護
その他医師の指示による医療処置

4. 訪問看護・介護予防訪問看護の内容
提供するサービス内容は下記のとおりです。

	曜日	提 供 時 間 帯	内 容	介護保険適用
①		: ~ :		
②		: ~ :		
③		: ~ :		

やむを得ず訪問の予定変更をされる場合は必ず、24時間前までにご連絡ください。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、別表料金表による。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※特別地域加算として利用回数の合計に15%加算されます。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を、後日福知山市高齢者福祉課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

【 料金表 】 別紙添付

(2) 交通費

交通費は無料です。

(3) その他

①サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

②料金の支払方法

毎月15日頃から前月分の請求書を送付いたしますのでその月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は口座振替または現金支払いをご契約の際に選択して下さい。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護ステーション又は主治医、介護支援専門員にご相談ください。

訪問看護を利用される場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。

※保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

- ア 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、約1ヵ月前までに文書で通知いたします。
- イ 事業者は、利用者またはその身受引受人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書によりこの契約を解除することができます。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付を受けていた利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で通知することによってただちにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず20日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族等が事業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによりただちに契約を終了させていただく場合がございます。

7. 事業の目的・運営方針

事業の目的	訪問看護ステーションみわの里は在宅に於ける要介護状態または要支援の状態にある高齢者等に対し適切な在宅療養が継続できるように支援するため訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	① ステーションの看護師は要介護、要支援状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活 動作の維持、回復をはかると共に医師の指示に従い療養生活が適切に送ることができるよう、支援する。 ② 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

訪問看護師への研修は、年1回以上実施します。

8. 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへ連絡いたします。

主 治 医	主治医氏名		連絡先	
	医療機関名			
ご 家 族	氏 名		連絡先	
	勤務先等			
地域包括支援センター	事業所名			
	連絡先			

9. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (2) 緊急時及び事故発生時における対応方法については（別紙添付）

10. 守秘義務について

- (1) 職員は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の情報をもらしてはならない。
- (2) 職員であったものが、職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知りえた利用者またはその家族の情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

1 1. サービスの苦情相談窓口

(1) サービス提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

【苦情相談窓口】

訪問看護ステーション みわの里 (担 当) 杉山 菜穂子	連絡先 0773-58-3101 FAX 0773-58-3101 受付時間 午前8時30分～午後5時00分
------------------------------------	--

(2) 本事業所以外に

福知山市高齢者福祉課介護保険係 (0773-24-7013)

京都府国民健康保険団体連合会介護保険課 (075-354-9090)

京丹波町福祉支援課高齢福祉係 (0771-82-1800)

丹波篠山市長寿福祉課介護保険係 (079-552-6928)

丹波市介護保険課介護保険係 (0795-88-5266)

でもご相談や苦情等について、お受けいたします。

(3) 苦情処理の体制及び手順について

・苦情の受付・報告

苦情は、ご意見箱、文書による手渡し、口頭、電話等適宜な方法により受け受領します。

苦情を受け付けた担当者は、苦情解決報告書に所要の事項を記載し、速やかに関係部署の責任者、総括担当者を経て解決責任者に報告します。

・苦情の解決

苦情解決責任者は速やかに苦情解決委員会を開催し、苦情内容を分析し改善策及び苦情解決の広報・周知要領について協議・決定します。

(4) その他 苦情・相談の窓口 (別紙添付)

1 2. サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

介護予防訪問看護の提供開始にあたり、この重要事項説明書により、重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 京都府福知山市三和町千束375番地

名 称 訪問看護ステーションみわの里

管理者 杉 山 菜 穂 子 印

説明者 事業所 訪問看護ステーションみわの里

氏 名 _____ 印 _____

私は、この重要事項説明書により、訪問看護・介護予防訪問看護サービスについての重要な事項の説明を受け同意します。併せて私の希望により、サービス提供を受ける場合はその費用の負担に同意すると共に、利用者及び家族に関する個人情報、サービス担当者会議等において提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

代理人（代理人を選定した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____